

「史上最悪の作戦」ともいわれるインパール作戦では、インド国民軍よりはるかに多くの日本兵が命を失い、病やケガ、飢餓に倒れた。インパール作戦に参加した日本兵は九万人前後とも十万人ともいわれ、日本軍の戦死者、戦傷病者、行方不明者の数にもさまざまな説があり、はつきりわからない。帰還者は一万二千人ともいわれるの、何万人もの日本兵がこの作戦の犠牲になつたことは確かである。日本にとつては、甚大な犠牲を払つただけの最悪の作戦であったが、このインパール作戦がきっかけとなつて、インド独立の道が開けたことは紛れもない事実である。チャンドラ・ボースはインドの独立を見ることなく斃たおれたが、ボースと東條英機首相によつてインド国民軍と日本軍が協力し、その結果としてインド民族が独立できたことを、私は多くの人に伝えていきたい。



第六章 「パル判決書」の歴史的意義

「正義の人」パル判事

東京裁判においてただ一人、東條英機元首相ら被告人全員の無罪を訴え、かつ、戦勝国が敗戦国を、一方的に事後法で裁くというこの裁判の法的欺瞞性を告発した、ラダビノド・パル判事の業績について、ようやく近年、日本でも幅広く語られ、さまざまな立場から論じられるようになった。

パル判事は、一九四六年から四八年にかけて東京で開かれた極東国際軍事裁判（東京裁判）において、当時はまだイギリス領土だったインドからの代表判事に選ばれ、約二年半の間、膨大な資料を調査して、この裁判に対する意見書をまとめあげた。これが「パル判決書」と呼ばれるものである。ここでパル判事は被告人すべてを無罪にするとともに、もし戦争犯罪を告発するのならば、アメリカの原爆投下をも批判すべきだという堂々の論陣をはつた。パル判事は勝者の側である連合国最高司令部の圧力にも、また、インドを統治するイギリスの圧力にも屈することなく、法の真理を追究した勇気ある正義の人である。この東京裁判では各判事の意見は下記のように分かれた。こうして比較してみると、パ

ル判事がいかに自らの信念を貫いたかがわかる。

- 一、アメリカ、イギリス、ソビエト連邦、中華民国、カナダ、ニュージーランド→多数判決（これが東京裁判の判決）。
- 二、インド（パル判事）→全員無罪。
- 三、オランダ（ローリング判事）→広田弘毅は無罪、他の死刑も減刑せよ。ドイツのナチスの処刑に対して重すぎる。
- 四、フランス（ベルナール判事）→この裁判は法の適用および手続きにおいて誤りがある。
- 五、フィリピン（ヘラニナ判事）→量刑が軽すぎる。
- 六、ウェッブ裁判長→別個意見（最高司令官の再審を期待。宣告を再審し、重刑を軽易なものにすることができる）。

東京裁判において敗戦国を裁いた連合国側は、まるでこの裁判によつて悪しき「平和に対する罪」を犯した人々や国は裁かれ、今後は世界に平和がもたらされるかのような宣



ラダビノード・パル判事

伝を広めた。しかし、現実においては、中華民国は毛沢東の共産主義暴力革命によって倒れ、一九五〇年には朝鮮戦争によつてアジアの平和の幻想は崩れ去り、その後世界は冷戦時代を迎える。日本は経済復興の中「もはや戦後ではない」という言葉が平然と語られ、東京裁判も、パル判決書も、しばらくの間は一部の研究者や知識人、政治家を除いては忘れられていた。それは日本だけではなく、インドでも世界でも同様だった。

パル判決の意義をもう一度世界が認識するようになつたのは、ソ連崩壊後である。一九九一年にソ連が崩壊すると、世界各国で内戦が勃発し、民族浄化と称した恐ろしい虐殺が行われた。こういった事態に対処するために、一九九四年からのルワンダ国際戦犯法廷、二〇〇四～二〇〇六年のフセイン裁判、また旧ユーゴスラビアにおけるボスニア・ヘルツェゴビナ内戦におけるミロシエヴィッチ裁判などが行われたが、これらの裁判の合法性の是非、国際法廷の在り方などが再考される過程で、東京裁判でただ一人、反対意見を

述べたインドのパル判事の名前が、ある意味、先駆者として再び語られるようになった。

またここ日本においても、冷戦終結後の一九九〇年代以後、日本人が自国の歴史を冷静に再検討し、東京裁判で裁かれたさまざまな「犯罪」と称されたものが事実であったのか、戦後の歴史観がどこまで正当なものかを見直す必要が論じられるようになつた。同時に、中国や韓国、北朝鮮などからの内政干渉ともいいうべき不当な歴史問題への言動や、暴力的な反日デモの出現などから、逆に戦後的一方的な歴史観（日本は侵略国であり、朝鮮半島や中国で悪政や虐殺を行つたという歴史観）への疑問が日本国民の間に広く行き渡るようになり、そこから、東京裁判批判やパル判決書の再評価への機運が起つた。本書の冒頭で触れた、安倍元首相のインド国会における演説もその一つであり、この演説によつて、逆にインド国内でも、パル判事の名前が再び人々に印象付けられることになつた。

なぜパル判事が東京裁判に加わることになったのか

実は、パル判事の名前は、その偉大な業績にもかかわらず、法律家の世界ではともかく、

一般には、インドでもバングラデシュでもあまり知られていない。それにはいくつかの理由があるが、まず、パル判事の生涯を簡単にたどつてみる。

パル判事は、一八八六年、東ベンガルのクシユティア県にある貧しい家庭に生まれ、働きながら学校に通う子供時代を過ごした。一九〇五年西ベンガルのカルカッタに移住し、国立ブレジデンシーカレッジから国立カルカッタ大学に進んだ。一九一一年に理学修士、法学士を取得後、一九二〇年までは東ベンガルのモイモンシング県にあるアノンドモホンカレッジで数学の教師を務めた。その間に法律を学び、一九二〇年に法学修士を取得し、翌年三五歳で弁護士となる。

その後、カルカッタ大学法学部教授、インド政府法律顧問、カルカッタ高等裁判所判事、カルカッタ大学副総長などを経て、極東国際軍事裁判所の判事に任命されている。このように、学問の世界で苦学しつつ専門家として成長していくパル判事は、一般的のインド民衆とは少し距離の遠い存在だった。

そして、東京裁判の行われている最中の一九四七年八月、インドはついに二〇〇年のイギリス支配から独立を果たすが、宗教間の対立から、統一インドではなく、インドとパキ

スタンの分離独立の形を取ることになった。しかし、分離独立はヒンドゥー教徒とイスラム教徒の間に全国的な対立を生み、それぞれの信者が多数派を占める地域で、少数派が差別、虐殺される事態を招いた。インドではカルカッタ、ビハル、パンジャブ、カシミール、パキスタンではラホール、ラワルピンディなどの大都市で大量虐殺事件が起り、大混乱が生じた。また、インドのイスラム教徒はパキスタンに、パキスタンのヒンドゥー教徒はインドに、自分の故郷を捨てて避難し、一〇〇〇万人の人々が難民となつた。

このような混乱によつて飢餓が起り、失業者が増加し、インド国民会議派と左派勢力との間に激しい対立も生じた。パル判事の東京裁判における意義ある判決も、このような状況下では、充分その意義を理解されることもなかつた。

さらに、インドの初代首相ネルーと、パル判事との関係が良好ではなかつた。二人は若いころから個人的には親交があつたのだが、政治的には社会主義的でソ連に近かつたネルーと、民族主義者で社会主義や共産主義とは一線を画すパル判事とは、立場を異にしていた。

筆者は二〇〇七年にコルカタ（旧カルカッタ・二〇〇一年より名称変更）で、パル判事



パル判事の息子プロシャント・パル氏と著者

の長男であるプロシャント・パル氏とお会いして、さまざまなお話を伺う機会を得た。プロシャント・パル氏も弁護士で、何度か来日されているが、氏によるとネルーは「パル判決書」を気に入らず、しばしば批判していたという。ネルーは、アメリカやイギリスの判事たちと同じく、パル判事も、被告たちに厳しい判決を下すことを期待していた。もしかしたら、それがインドの独立にもその後の連合国との外交関係のためにもプラスだという判断があつたのかもしれない。

正義を求め、法の真理を追究してきた法律家であるパル判事が、自分の信条に反する判決を下すはずはなかつたが、インドの初代首相になつたばかりのネルーにとって、パル判事の行いは政治的に望ましいものではなかつた。極東軍事裁判所を設置した連合国最高司令部にとって、「パル判決書」が東京裁判の正当性をくつがえすものだつたからである。そのため、「パル判決書」は法廷で朗読されることも

なく、印刷もされなかつた。

しかし、外国の通信社によつて、パル判事のニュースは世界に広がつた。有罪判決を受けた被告たちもまた、獄中でこの「パル判決書」を読むことができた。特に死刑判決を受けた被告たちにとって、刑が執行される前に「パル判決書」を読めたことは、どんなにか心の救いとなつたことだろう。彼らがパル判決書を読んだ時の感銘は、以下の短歌に率直に表されている。

東條英機「百年の 後の世かとぞ 思いしに 今このふみを 眼のあたりに見る」

板垣征四郎「ふたとせに あまるさばきの 庭のうち このひとふみを 見るぞとうとき」

木村兵太郎「闇の夜を 照らすひかりの ふみ仰ぎ こころ安けく 遊くぞれしき」

ここで疑問なのは、なぜパル判事が東京裁判の判事に任命されたのかということである。

その理由はいろいろと考えられるが、まずGHQも、連合国当局としては、日本の戦争目的が欧米植民地からのアジアの解放でもあつたという事実を隠ぺいするために、植民地下にあるインド判事に法廷で日本を批判させたかったのかもしれない。これは先述した、ネルーがパル判決書に批判的だつたという点からも、ありうる説である。また、当時は国

際法の専門家として相応しい法律家が少なく、そのような権威ある判事を東京裁判に加えなければ、裁判そのものの権威が失われると考えたからではないだろうか。

一説には、パル判事が東京裁判に招かれたとき、判事はまだ國際法の専門家ではなく、東京裁判後に國際法の専門家になつたと言わっている。しかし、一八三七年にハーベで行された國際法学会で議長の一人として選任されたこと、また一八三八年にはカルカッタ大学で「國際関係における犯罪（Crimes in International relations）」というテーマで講演を行つてることから、當時から國際法の専門家として認知されていたのではないかと、筆者は考える。

息子のプロシャント・パル氏によれば、東京裁判が開かれる前に、マッカーサーの代理人としてオランダの代表ローリング判事がインドを訪れ、ネルーに、國際法に精通した弁護士か判事を紹介してほしいと依頼したという。しかし、自身ケンブリッジ大学で法律を学んだネルーは、そのような人物はインドに一人もいないと答えた。しかたなくローリング判事は日本に戻つた。しかし、パル判事はすでに世界の國際法学会において、議長団の一人だつたという。その事実をネルーが知らないはずはなかつたが、この時点ではローリング判事にはパル判事の存在を伝えなかつたようである。その後、ローリング判事はパル判事こそが当時のインドでは國際法の専門家であることを別の方面から知り、インドを再び訪れて、パル判事に裁判のインド代表として出席するよう依頼したという。筆者がプロシャント・パル氏に確認できたのはここまでであるが、パル判事を東京裁判のインド代表判事に推薦したのは、インドの最高裁であつたカルカッタ高裁の長官ハロルド・ダービーシャー卿であったともいわれている。

パル判決が暴いた東京裁判の欺瞞

東京裁判とは何だつたのかといえば、連合國の最高司令部が徹底的に日本に復讐するため（それは、単に戦争で苦しめられたということではなく、これまでの欧米中心の世界支配体制そのものが崩されたということへの復讐であつた）、日本を精神的に痛めつけ、二度と立ち上がりがないように、あらゆる冤罪をかぶせようとしたのが東京裁判だつた。これに対し、パル判事は言論の力によつて、連合國の欺瞞を暴いたのである。

バル判事は一九二八年から四五年までの日本とアジアの歴史を、各方面の貴重な資料を集め、約二年半もの年月をかけて徹底的に調べあげた。その資料は四万五千部、参考書籍は三千冊に及ぶ。そして、その資料から、当時の国際法上、日本の行為を侵略戦争として裁くことはできないということを明確に立証していった。

ここでは、連合軍側とGHQの最も偽善的な面についてのバル判事の反論部分を、いくつ取り上げる。

まず、バル判事は「復讐」という考え方はこの裁判に持ち込むべきではないという原則を貫いた。これは日本に対してだけではない。あらゆる場合、仮に明確な不法行為を行つた国に対しても、あくまで裁きは法の範囲内で行われねばならない。不法への怒りが復讐心に変わり法を超える刑罰を加えるようなことになつてはならないのだ。

この原則を踏まえた上で、バル判事は、戦争犯罪とされた日本軍の虐殺行為として法廷に提出された個々の事例の一つ一つを取り上げ、充分な証拠に基づかず、誇張と思われる証言が多いことをまず指摘した。その上で、仮に犯罪行為があつたとしても、この被告席にいる人たちが直接そのような行為を命じた記録はなく、むしろ厳しく戦場においても規

律を守らせようとしていたことを強調した。この意味で、ユダヤ人虐殺や、占領地における徹底した人種差別に直接の責任があるナチスの指導者とは全く違う。それなのに、ニュルンベルク裁判におけるナチスを裁く姿勢がそのまま日本に持ち込まれているのは、おかしいことだと強調した。

さらにバル判事は、第一次世界大戦におけるドイツ皇帝のウイルヘルム二世の言葉を引用している。皇帝は、戦場における無差別攻撃による一般市民の虐殺について、「予は断腸の思いである」が「老若男女を問わず殺戮し、一本の木も、一軒の家も立つてゐることを許してはならない」と言つてゐる。なぜならば、そのような徹底した攻撃こそが、相手国国民の精神を打ち碎き、戦争を短期間に終結することができるからだ。「人道を考慮することを容認すれば、戦争はいく年間も長引くであろう。したがつて予は、みずから嫌悪の念をも押しきつて、前者の方向を余儀なくされたのである」

バル判事は、このような残酷な方針、戦争を早期に終わらせるためには無差別殺戮もやむを得ないという思想こそ、犯罪的なものだとみなされたと指摘する。その上で、東京裁判の偽善性を次のように指摘した。

われわれの考察のもとにある太平洋戦争においては、もし前述のドイツ皇帝の書翰に示されていることに近いものがあるとするならば、それは連合国によつてなされた原子爆弾使用の決定である。

(中略)

もし非戦闘員の生命財産の無差別破壊というものが、いまだに戦争において違法であるならば、太平洋戦争においては、この原子爆弾使用の決定が、第一次世界大戦中におけるドイツ皇帝の指令および第二次世界大戦中におけるナチス指導者たちの指令に近似した唯一のものであることを示すだけで、本官の現在の目的のためには十分である。このようなものを現在の被告の所為には見出しえないのである。

東京裁判研究会編『共同研究 パル判決書（下）』講談社学術文庫

また、日本が侵略戦争を行つた、もしくは戦争行為そのものが平和に対する罪であるという告発に対しても、パル判事は以下のように反論する。判事は、戦争に対する人類の意

識を、以下の四つの時代区分に分けて論じていった。

- ①一九一四年の第一次世界大戦までの期間。
- ②第一次世界大戦よりパリ条約調印日（一九二八年八月二七日）までの期間。
- ③パリ条約調印日より本審理の対象たる世界大戦開始の日までの期間。
- ④第二次世界大戦以降の期間。

そしてパル判事は、すくなくとも①までの時代は、いかなる戦争であれ、国際法的には犯罪とみなされたことはなかつたと指摘した。もちろん、「正当な戦争」「不正な戦争」という概念は個々人、特に学者や思想家の間にはあつたかもしれないが、それが一般化し、法的に定められたことはなかつた。そしてパル判事は、だからこそ、欧米のアジアへの侵略は正当化されてきたのだと述べた。

「不当な」戦争は国際法上の「犯罪」であるとはされなかつたのである。実際におい

て、西洋諸国が今日東半球の諸領土において所有している権益は、すべて右の期間中に主として武力をもつてする、暴力行為によって獲得されたものであり、これらの諸戦争のうち「正当な戦争」とみなされるべき判断の標準に合致するものはおそらく一つもないであろう。

東京裁判研究会編『共同研究 パル判決書（上）』講談社学術文庫

パル判事は西洋のアジアへの侵略は、この裁判当時まで一度も不当なものとみなされてこなかつたことを前提とする。さらに、②③の時期、パリ不戦条約以後においても、この条約が法的効果を世界には及ぼすものではないことを、さまざまな学者の意見を引用しつつ立証していく。また、歴史的事実として、不戦条約締結以後も、イタリアによるエチオピア侵攻、ソ連のフィンランド侵攻などが、国際的に違法とされたことはなく、日中戦争も、その時点で違法とはされなかつたことも指摘している。簡単に言えば、戦争そのものを犯罪とみなす法的根拠は、将来の国際法の発展を待たぬ限り成立しておらず、日本をこの点から裁くことはできないということだ。

「パリ不戦条約以後、国際社会は侵略戦争の不当性を認識し、戦争そのものを悪とみなす人道的な観念が拡大しつつあつた、だからこそ、今回の日本の戦争はそれに逆行するものとして裁かれるべきなのだ」という説に対してパル判事は、国際社会は決してそのような成熟を遂げとはいえないという証拠として、次の事例を挙げている。

国際生活上広く行われている「人道の観念の絶えざる拡大」に関して述べることとは、つぎのことにつきる。すなわち、すくなくとも第二次大戦前においては、列強はなんら、かような徵候を示さなかつた（中略）国際連盟設立のための決議の起案委員会の会合において起つたことを、一例としてあげればよい。すなわち日本代表の牧野男爵が、連盟の基本的原則として、各国民平等の宣言をなすよう決議案を提出したさいに起つたことがそれである。英國のロバート・セシル卿は、これをもつてきわめて論争的となりやすいものであると言明し（中略）同決議案に反対したのである。同決議案は不採択を宣せられた。すなわちウイルソン大統領は一部諸国の容易ならぬ反対に鑑み、これは可決されないと認めるに決定したのである。

パル判事はこの例を挙げた後、イギリス、アメリカなど連合国側が「各国民平等の宣言」を拒否して、欧米の植民地体制からの独立も認めず、また既存の国家の中でも大国が小国を抑圧するような現状を追認しておいて、今になつて「人道に反する罪」を日本に指弾するなどということがなぜできるのか本官にはわからない、と指摘している。もちろん、このようなパル判事の一連の論考は、法律家としての一貫性と公正さを示しているが、同時にこの背後には、欧米によるアジア植民地支配という現実に対する鋭い批判と、それに対する自覚や、自己批判を持たないこの裁判全体の構造への、アジア人としての厳しい批判精神が貫かれている。

そしてパル判事は、連合国側の言う「共同謀議」、つまり被告たちが、一九二八年から四五年の敗戦に至るまで、満洲国、中華民国をはじめとして、全世界に対する支配権確立を目指して不法な共同謀議を行い、戦争という形で実践したという告発に対し、満洲国建国におけるリットン調査団の報告ほか、あらゆる緻密な資料の読み込みにより、そのよう

な事実は全くないということを証明してみせている。

そして満洲事変から日中戦争の段階についても、パル判事は、満洲建国が仮に日本主導のものであり、ある種の保護領であつたとしても、それは欧米諸国が世界各国で行つていた「保護領」という名のもとの支配と何ら変わるものではないと言つてゐる（パル判事は、むしろ日本は欧米を模倣したのではないかという政治学者の説を引用している）。

当時日本が満洲に得ていた鉄道権益や租借権などは、日露戦争の結果、日本国が正統な法手続きで獲得したものであった。同時に、日本は日露戦争時のロシア帝国同様、霸権主義を目指すソ連に対する対抗軸を満洲に築かねばならなかつた。もちろん日本の国内事情として、増加する人口を満洲開発のために送り込もうという意志もあつたが、これ自体は移民政策として決して批判されるものではない。これに対して起きた中国側の排日運動こそ、むしろ法的には問題とされるべきものである。

しかもその排日運動は、当時の国民党・蒋介石によって宣伝され、組織されたものであつて、中国民衆の自發的な抵抗などではなかつた。特にパル判事が注目したのは、中国における日本に対する集団的なボイコット運動である。パル判事は、満洲における日本人が、

しばしば暴行や脅迫を受け、雇われていた中国人の脱走は相次ぎ、日本人への食糧や日用品の販売が拒否されたりしたような事実を挙げている。また、当時のソ連がコミニンテルンを通じて行っていた共産主義運動の危険性、その破壊行為の防止のためには日本の積極的関与が必要だったことも、パル判事は指摘した。当時の中国における状況を、パル判事は以下の三点にまとめている。

- ① 中国における内乱ならびに、その結果として全国を覆つた無政府状態
- ② 中国の国家的（対日）ボイコット
- ③ 中国における共産主義の発展

このうち③について、パル判事はイギリスの国際問題研究所が発行した資料を取り上げている。それによれば「共産主義と匪賊行為は、一九三二年の中国を背景として登場した、力強い双子の役割を演じた存在である」と、当時の初期中国共産党が、匪賊、山賊的な存在であり、民衆に対しても敵であったことが指摘されている。この二つの現象は、中国の

無政府状態、内乱、飢餓が生み出したものであり、それは外国人への暴行をもたらした。しかし、もっと深刻だったのが次の事例である。

「一九三二年までには、中国における共産主義は膨大な領域に達して、排他的な行政権をこうしたところの組織化された、かつ効果的な政治力となるに至ったこと、ならびに中国共産党はある程度ソ連と提携していたことが判明するであろう」

さらにこの報告は、中国共産党は、他の国のように単なる政治勢力や野党政党として存在しているのではなく、独立した行政、法律、支配権を持つ、中国における国民党の対抗勢力として存在していることを指摘している。パル判事は慎重に論を選んでいるが、私たちが現在の視点でこの判決書を読みこめば、日本敗戦後の中国における共産主義体制の確立と、そこから生じた、日中戦争や満洲建国とは比べ物にならないほどの悲劇と大虐殺のことを考えれば、戦前・戦中の中国における日本の行動は、むしろ長期的には中国の平和的発展にすらつながる、少なくとも、現代のような共産党独裁を防ぐことはできたのではないか、ということが読み取れる。

このような分析を通じて、パル判事は、少なくとも連合国側に日本を裁く権利などない

こと、日本は世界を征服しようとした侵略戦争など考えてもいなかつたことなどを立証していった。むしろ、日中戦争に際し、蒋介石への武器援助という形で、実質上日本に対する戦争行為を行っていたのはアメリカであつたこと、ソ連の共産主義とアメリカの蒋介石支援が、逆に日中戦争を長引かせ、アジア人によるアジア問題の解決を阻止してきたことまでも、パル判決書は示唆している。

そしてアメリカを先頭に、アジアに植民地を持つ諸国が日本に圧力を加え、最終的には、ハル・ノートの形で日本が戦争に追い込まれたことを、パル判事は歴史家の言葉を引用しつつ結論を出している。

「現代の歴史家でさえも、つぎのように考へることができたのである。すなわちハル・ノートのようなものをつきつけられれば、モナコ公国やルクセンブルク大公国（のような小国）でさえ戦争に訴えただろう」

東條英機もこの裁判において、日本は自衛のために戦争を始めたことを証言したが、その後、マッカーサー自身もまた合衆国上院の公聴会で、日本の戦争は自衛戦争だったことを認めている。冷戦が始まり、その当事者となつたマッカーサーは、日本がアジアにおける

る共産主義の最後の防波堤であることを理解し、東京裁判は誤りであつたと認めたのだろう。

その後のパル判事と日本

最後に、東京裁判後のパル判事のことについて述べたい。

一九五二年、パル判事は下中弥三郎氏の招きで再び日本を訪れた。広島で開かれた、世界連邦主催による世界ではじめての国際平和会議に議長として出席し、日本滞在中は大学や弁護士会、戦犯遺族会などで講演し、東條英機元首相の家族にも会見している。国際平和会議には世界各国から一〇〇人以上の代表が参加した。そのなかにはアメリカ、イギリスの代表もあり、パル判事はこの国際平和会議で、原爆投下を明確に批判している。

「広島、長崎に投下された原爆の口実は何であつたか。日本は投下される何の理由があつたか。当時すでに日本はソ連を通じて降伏の意志表示をしていたではないか。それにもかかわらず、この残酷な爆弾を『実験』として広島に投下した。同じ白人同士のドイツにで

はなく、日本にである。そこに人種的偏見はなかつたか。しかもこの惨劇については、いまだ彼らの口から懺悔の言葉を聞いていない。彼らの手はまだ清められていない。こんな状態でどうして彼らと平和を語ることができるか」

また、広島原爆慰靈碑に献花して黙とうした際、慰靈碑に刻まれた文字に目をとめたパル判事は、通訳のナイルにその文章を訳させた。それは有名な「安らかに眠つてください。過ちは繰り返しませぬから」という文章だつたが、パル判事は二度も三度も確かめ、その意味を理解するにつれ、判事の表情は厳しくなつていった。

「この『過ちは繰り返さぬ』という過ちは誰の行為をさしてゐるのか。もちろん、日本人が日本人に謝つてゐることが明らかだ。それがどんな過ちなのか、わたくしは疑う。ここに祀つているのは原爆犠牲者の靈であり、その原爆を落した者は日本人ではないことは明瞭である。落した者が責任の所在を明らかにして『二度と再びこの過ちは犯さぬ』というなら肯ける。この過ちが、もし太平洋戦争を意味してゐるというなら、これまた日本の責任ではない。その戦争の種は西欧諸国が東洋侵略のため蒔いたものであることも明瞭だ。さらにはABC-D包囲陣を作り、日本を経済的に封鎖し、石油禁輸まで行つて挑発した上、ハ

ルノートを突きつけてきたアメリカこそ開戦の責任者である」

そして、パル判事は、自分はいかなる意味でも日本を弁護したわけではない、あくまで法律家としての正当な判断を下しただけだと常に強調していた。帝国ホテルで行われた「パル博士歓迎委員会」で、パル判事はこう説明した。

「わたくしが日本に同情ある判決を下したというのは大きな誤解である。わたくしは日本の同情者として判決したのではなく、また、これを裁いた欧米等の反対者として裁定を下したのでもない。真実を真実として認め、法の真理を適用したまでである。それ以上のものでも、それ以下のものでもない。誤解しないでいただきたい」

これらのパル判事の言葉は、パル判事が東京裁判後に来日された時のエピソードとして著述家の田中正明氏がまとめたものである。

結論を述べれば「パル判決書」は戦後七〇年近くの年月を経て、ついに西洋人の心ある人々の目を覚ましつつある。二〇一四年一二月二八日付の産経新聞で「歴史戦」という特別コラムで、滞日五〇年の英国人記者でニューヨーク・タイムズ紙の元東京支局長ヘンリー・ストーカス氏は、東京裁判についてこう述べている。

来日当時は戦勝国史觀を疑うことなく信奉していたが、半世紀にわたり日本と日本人を知るうちに、そもそも東京裁判は戦勝国の復讐劇であると考えるようになつた。戦勝国が全能の神であるかのように日本に罪を裁くことに違和感を覚えた。実際にインド人判事のラダ・ビノード・パールは「全員無罪」とした。オーストラリア人高裁判事のデール・スマスは三〇年研究して『司法殺人?』と題する本を出版している。ところが、戦後の日本が東京裁判に基づいた歴史觀を受け入れたかのような政治、外交姿勢を取り続けているのは、情けなく愚かなことだ。史実に反するプロパガンダである東京裁判史觀から脱却しなければいけない。

真の平和を産み出そうとするならば、いかなる意味でもプロパガンダに身をゆだねてはいけない。勝者が一方的に正しく、敗者は恣意的に悪とされ、冤罪を押し付けられても沈黙しなければならないような世界では、決して平和は訪れず、続くのは復讐の連鎖と弱肉強食の論理である。パル判決書は、パル判事が言うように日本弁護のためのものではない。

歴史を学ぶ上では常に公正な視点を失つてはならず、そうしてこそ、歴史は人類の未来に向けて確かに道標となるのだという真理を語り続ける文書である。

パル判決書が示したものは、二〇世紀の戦争を引き起こした最大の問題は、欧米によるアジアの植民地支配であり、人種差別、白人優位主義の偏見だったという事実だった。パル判事が原爆投下を批判し、かつ、戦後日本がアメリカからの自立を成し得ず、原爆投下の罪すら問えないことに怒ったのは、広島・長崎の惨劇こそが、有色人種を殺害することになんら疑いを感じない欧米の人種差別の最悪の象徴だったからである。平和建設の第一歩は何よりも民族偏見や差別の排除であり、各民族の文化伝統への敬意なのだ。

日本は未だに中国、韓国から「戦争への反省」を問われる。自分が悪かつたことを相手にきちんと謝罪し、誠意を示すことが日本人の美德ではあるが、自国の置かれてきた立場をはつきりと主張してこなかつたことは、今日の謝罪要求のもとなつた。正しくない事實に対しても謝ることは、自分の民族や祖国を貶める行為である。自らを貶める民族や国家は他国から蔑視され、自国の平和を維持することはできない。

また、すでに国際法上解決済みの問題を蒸し返して、政治的優位に立ち、日本を操ろう

とする行為に対しては、はつきりNOと言わなければ、自国民を守ることはできない。日本はこれまで十分に謝罪し、賠償ならびにODAや技術協力というかたちで戦争責任を果たしてきた。イギリスがインド（現在のバングラデシュ、パキスタンを含む）の植民地政策による行為に対して、謝罪や賠償をしたことがあるだろうか。私はそのような話を一度も聞いたことがない。

現在アジアの平和は、帝国主義の再来ともいわれる中国の脅威によつて緊張状態にある。「かつて自分たちは侵略された」として日本に謝罪を要求する中国が、今度はチベット、ウイグルなどの近隣諸国を脅かす存在となり、こうした人々を弾圧下に置いている。少子高齢化が進み、人口がますます減少する日本において、五〇年後、一〇〇年後はどうなるのであろうか。

『バル判決書』は、長文であるだけでなく、その時代の歴史をしつかり学ばなければ理解できない内容であるが、今こそ世代を問わず、一人でも多くの人々に読んで理解されるべき貴重な歴史的資料である、と筆者は思つている。



ダッカ市内のベンガル語運動（1952年）

第七章 バングラデシュ小史